

平成17年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

平成17年6月21日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	10番	関野杜成君
11番	西川洋一君	12番	藤原宏子君
13番	関田貢君	14番	関田正民君
15番	木下光雄君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	松浦誠君	20番	下条学君
21番	小林知久君	22番	尾崎保夫君

欠席議員（なし）

事務局職員（3名）

事務局長	田中美光君	議事係長	仲里章君
主事	小松好江君		

出席説明員（13名）

市長	尾又正則君	助役	佐久間栄昭君
収入役	岸永通君	教育長	山川登志行君
企画財政部長	小飯塚謙一君	総務部長	野澤勝君
市民部長	高杉豊君	生活環境部長	渡辺和之君
福祉部長	関田実君	都市建設部長	内野隆司君
学校教育部長	小山正君	社会教育部長	石川和男君
社会教育課長	細田勇貴君		

議事日程

第1 東大和市農業委員会委員の推薦について

〔厚生文教委員会審査報告 日程第2～日程第3〕

- 第 2 第 3 3 号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例
- 第 3 1 7 第 3 号陳情 障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関する陳情  
〔建設環境委員会審査報告 日程第 4～日程第 6〕
- 第 4 第 3 6 号議案 市道路線の変更について
- 第 5 1 6 第 2 0 号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情
- 第 6 1 7 第 4 号陳情 環境基本計画策定に市民の意見を聞く懇談会の設置を求める陳情
- 第 7 第 3 4 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議第 7 号議案 地方議会制度の充実強化に関する意見書
- 第 9 議第 8 号議案 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書
- 第 1 0 閉会中の継続審査について
- 第 1 1 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 2 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 2 まで

午前 9時33分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 東大和市農業委員会委員の推薦について

○議長（松浦 誠君） 日程第1 東大和市農業委員会委員の推薦について、本件を議題に供します。

〔1番 粕谷久美子君、11番 西川洋一君、13番 関田 貢君、16番 尾崎信夫君 自主退場〕

○議長（松浦 誠君） 本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、東大和市農業委員会委員4名以内を推薦するものです。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長において推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、議長において推薦することに決めます。

それでは、東大和市農業委員会委員に、粕谷久美子議員を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、粕谷久美子議員を推薦することに決めます。

次に、西川洋一議員を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、西川洋一議員を推薦することに決めます。

次に、関田 貢議員を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、関田 貢議員を推薦することに決めます。

次に、尾崎信夫議員を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、尾崎信夫議員を推薦することに決めます。

〔1番 粕谷久美子君、11番 西川洋一君、13番 関田 貢君、16番 尾崎信夫君 入場〕

---

#### 日程第2 第33号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例

#### 日程第3 17第3号陳情 障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第2 第33号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例、日程第3 17第3号陳情 障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関する陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上、2件につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 登壇〕

○17番（佐村明美君） ただいま議題に供されました第33号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例、17第3号陳情 障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関する陳情につきまして、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成 17 年 3 月 14 日と 4 月 15 日及び 6 月 16 日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

初めに、6 月 16 日に審査を行いました第 33 号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例について御報告を申し上げます。

本案を議題に供し、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、第 3 条にある審議会の構成委員の関係で、審議会の委員の選定過程、選定基準をお示しいただきたい。あちこちの審議会も同じ顔が並んでいると日々批判をされているが、どう考えているのか。また、一方の性に偏らないということについては、内部基準のようなものをつくっているのか。同様に、世代構成も偏ってはならないと思うが、どのように考えているのか。生涯学習に関係を有する団体とあるが、全部で幾つあってどういうジャンルに分かれているのか。団体から出ている委員については、団体が責任を持って推薦をしているということがわかるものをきちんと提出させるべきではないかと思うが、その考え方はどうなのかとの質疑に対し、委員の選定過程と委員の基準では、学識経験者については知識が幅広く豊富な方を各方面から選定していきたいと考えている。生涯学習に関係を有する団体に属する者については、生涯学習活動団体の分野で実際に活躍、学ばれている個人を委嘱する。公募による市民については、市報並びにホームページ、各施設等で募集を行い、内部の選考基準により選定をさせていただく。選考については、生涯学習に関するテーマに基づいて作文を提出していただき選定をさせていただきたい。同じ顔がそれぞれ委員として選ばれるという話が出たが、人選に当たっては広く人材を求めている。男女比率、世代等についても偏ることなく、幅広く人材を求めていると考えている。生涯学習に関して幾つかのグループについては、おおよそ 20 数団体で、ジャンルについては、自治会、学校関係、老人クラブ、青少年の関係、文化協会、体育協会、そのほかもろもろであると答弁がありました。

次に、団体が責任を持って生涯学習に取り組んでいるのであれば、その団体からも市民だけを個別に公募するのではなく、団体からもきちんと推薦を上げて、その中からなおかつ選ぶくらいの気持ちがないと、生涯学習の計画そのものもいいものにはなっていないのではないか、委員を選ぶのにだれが選ぶのか、選ぶ基準と責任体制を明らかにしておくべきだと思うがとの質疑に対し、市長が委嘱をするということで、最終的な決定権は市長になる。選考委員会のような要綱をつくって、その中で行っていくということになる。生涯学習の団体の推薦では、団体に推薦をお願いするという形はとっていない。経験則ということでは、団体に推薦をお願いすると、その会長が多い。結果的に金太郎あめになってくる可能性が高いということで、生涯学習に関係を有する団体に属する者から市長が判断をさせていただき選んでいくという形をとったと答弁がありました。

次に、7 月 1 日からこの条例が施行されるけれども、この答申は大体いつごろをめどにしているのか。また、この答申を受けて次の策定委員会を立ち上げ、その策定委員会が新たに生涯学習推進計画をつくる日程はどう考えているのか。いろいろ団体の話が出ているが、一番学習にかかわっている公民館の関係はどのように考えているのかとの質疑に対し、今後のスケジュールについては、この審議会条例の制定をしていただき、7 月ということで早い時期に公募による市民の委員を募集させていただきたいと考えている。あわせて、他の学識経験者、生涯学習に関係を有する団体に属する者、この中からの委員についても選任を進めさせていただき、平成 17 年 8 月中には第 1 回の審議会を予定している。その後、月 1 回ペースで調査、審議をしていただき、18 年 7 月ぐらいには答申を得たいと考えている。答申を受けた後は、庁内に全庁的な組織を立ち上げて、最終

的には平成 19 年 3 月には次期の生涯学習推進計画を策定する予定をしている。社会教育関係団体の中ということでも、公民館の活動、日ごろの活動も含めて認識しており、生涯学習の中心的な活動をされているので念頭には入れていると答弁がありました。

広報については、ホームページ、市報に出して待つという形ではなく、積極的に、例えば公民館の方であればポケットもあり、各団体の所在地というのはある程度把握されているのかと思うので、積極的にアピールして、今まで気づかなかつたかもしれない人たちに気づいてもらえるようにしていただきたいと考えるがどの質疑に対し、公募による市民についての選考は、市報、ホームページ等でも募集していくとともに、各施設等でもポスターは掲示するなど考えている。参加しやすい環境ということでは、あらゆる層の人たちにわかりやすい形で、こちらから出向いて生涯学習というものを違った角度から考えてみたいと答弁がありました。

質疑、討論を終了し、採決の結果、第 33 号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例、本案を原案どおり可決と決しました。

次に、3月14日及び4月15日に審査を行いました17第3号陳情 障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関する陳情について御報告を申し上げます。

初めに、3月14日の審査について御報告いたします。

まず、傍聴の申し出があり、これを許可した後、本件を議題に供し、朗読後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、この法律が成立した場合の市の影響はどうなるのかとの質疑に対して、市への財政的な影響では、本年10月に医療費に関する内容が変わっていくと予定しているが、市が直接経費を負担するという内容のものではない。事務の関係では、具体的には精神衛生法の関係、更生医療、育成医療という内容で、一部の事務は市の受け付け窓口でやっているが、大きくは東京都の方で決めて、PRなどを手伝える部分で作業がふえていくと考えている。なお、来年の1月から従前の支援費等の利用者負担が変わっていく予定であるが、今回の法律においては国の基準的な事業に対する経費の負担が義務的負担という形で規定されていくようで、一定の負担がなされるのではないかと考えている。また、事務的な作業については、利用者や事業者への説明、また認定がえに伴う作業の増が考えられるとの答弁がありました。

次に、障害者自立支援法案は、今の通常国会に提案され、その中身は今まで障害者の所得に応じた応能負担であったものが応益負担とされ、障害者の負担が大きくなると思うがどうか。また、陳情要旨の1の法案の審議に当たっては、特に障害のある人と、その家族等の実態や要望を尊重し、また区市町村の意見を十分反映してくださいとなっているが、障害者支援費制度から今後の介護保険の統合までの間、市として検討してきたと思うが、市の意見はどのように出されきたのかとの質疑に対して、障害者支援法案は支援費制度を含む現行の障害者施設の体系を見直すということで、身体障害者、知的障害者、精神障害者、この3障害を、共通な施設を一元化とするというような考えであると同時に、市町村が中心となって、介護サービス、また就労訓練、障害者の自立支援のできる体制を整備するということが大きな目的である。サービス利用の自己負担は、今後、1割負担の定率に改めるというもので、所得に応じての負担は上限を設けていく。施設の利用に当たっては、食費、光熱費、水道については実費負担してもらうという内容である。市町村の意見は、社会保障審議会障害者部会で、障害者の団体の方が集まって多方面からたたいていているというような状況である。市は、この3月2日に説明会を開いたということで、実際にはすべての内容まで熟知しているわけではないとの答弁がありました。

ここで、本件については、なお調査、検討が必要と思われるとのことで、継続審査の動議と採決されたいとの動議が提出されました。これらの動議はいずれも先決動議で、継続審査の動議から採決し、採決の結果、起立多数で継続審査となりました。

次に、4月15日に開催された委員会での主な質疑ですが、初めに前回の委員会で市側の方では、3月2日に国会からの説明を東京都が説明して、それを聞いたということであるが、その後、新たに説明が行われたのか。また、国会の審議も通常国会に提案されただけで、国会そのものの審議に入っていない状況のようであるが、そこもあわせてお聞きしたいとの質疑に対し、東京都においては3月28日に市町村を対象とした説明会を実施しており、目新しいものとしては今後の政省令告示についてQ&Aという形で示されている。今後の予定は、東京都によると順調にいけば連休の前後から国会で審議されるというようなことで、その後、政省令が示されるとの答弁がありました。

次に、この陳情の最後の方に、福祉サービスの実施機関である区市町村の声を十分反映させる保障のないままと書いているが、市として、こうした声が反映されない状況で、この法案ができると考えているのかとの質疑に対して、こうした動きについてはグランドデザイン案の段階から、東京都において各市町村の課題などということで一定の集約をしている。まだ東京都においては直接国に提出をされている状況ではないようだが、区並びに市部の課長会等では、東京都において集約されたものを一定の時期に国に伝えていただくというような意見があるというのは、動きとしては承知しているとの答弁がありました。

質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択ということで、直ちに採決されたいとの動議が提出され、質疑を終了して、討論を省略し、直ちに採決の結果、17第3号陳情 障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関する陳情は、趣旨採択と決しました。

以上で厚生文教委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案可決と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

17 第3号陳情 障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

日程第4 第36号議案 市道路線の変更について

日程第5 16第20号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情

日程第6 17第4号陳情 環境基本計画策定に市民の意見を聞く懇談会の設置を求める陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第4 第36号議案 市道路線の変更について、日程第5 16第20号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情、日程第6 17第4号陳情 環境基本計画策定に市民の意見を聞く懇談会の設置を求める陳情、以上、議案1件、陳情2件を一括議題に供します。

以上、3件につきましては、建設環境委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○14番（関田正民君） 17年第2回市議会定例会建設環境委員会報告。

ただいま議題に供されました第36号議案 市道路線の変更について、16第20号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情、17第4号陳情 環境基本計画策定に市民の意見を聞く懇談会の設置を求める陳情について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、平成17年1月28日、3月15日、4月25日、6月17日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

初めに、6月17日の第36号議案 市道路線の変更についての審査の報告を行います。

議案の審査の前に座席の指定を行いました。

本議案は、議題に供した後、現地調査を行い、審議に入りました。

質疑、討論なく、第36号議案 市道路線の変更についてを原案どおり可決と決しました。

次に、平成17年1月28日、3月15日、4月25日に審査した16第20号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情の審査について報告いたします。

なお、本件の委員会審査につきましては、前委員長のもとで行われておりますことを申し添えて報告させていただきます。

16第20号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情につきまして、建設環境委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成17年1月28日及び3月15日、並びに同4月25日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

なお、同1月28日には傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

また、同日、委員より資料の要求があり、本委員会として要求した後、説明員より説明させました。

また、4月25日、陳情者より新たな資料の提出があり、委員長職権により、これを委員会資料として、即

日、各委員に配付いたしました。

主な質疑は次のとおりであります。

最低敷地面積規制をなぜ 110 平方メートルにしたのかとの質疑に対し、宅地開発等指導要綱で指導している宅地規模の数値、国の基準で住宅建設計画の誘導居住水準というものがあり、それによると 3 人世帯の一戸建てで 98 平方メートル、4 人世帯で 123 平方メートルとなっており、市内の夫婦と子供の世帯の平均人数 3.69 の面積に相当する。また、他区や市で指定している敷地面積の最低限度の数値を勘案、整合を考慮し、110 平方メートルを提案している。東京近郊の住宅都市として、人と自然が調和した生活文化都市を都市像に掲げている本市として、適切と考えて提案したとの答弁がありました。

次に、宅地開発等指導要綱に適用範囲があり、この要綱による事業の適用範囲は宅地開発事業で、開発面積が 500 平方メートル以上のものであるということ、施行区域面積が 700 平方メートル以上の建設事業であるなど、それぞれもつとあるが、この新規の開発が重立った、この指導要綱だと思う。この陳情で言う既存の旧分譲地内においてということは、この指導要綱には当てはまらないと思うが、市側の説明では整合性を図るとのことだが、この開発という定義をお聞きしたいとの質疑に対し、一般的に例えば道路を入れたり地形が変わっていくものを開発とらえているとの答弁がありました。

次に、既存の旧分譲地内において、道路を入れたり、そういった土地の面積が広いもの以外は、この開発指導要綱には根本的に当てはまらないのではということと、宅地の規模、宅地面積の用途地域、第一種低層住居専用地域の一宅地の規模を 110 平方メートル以上にするという、この要綱の整合性に当てはまらないのかとの質疑に対し、宅地開発等指導要綱の数字、110 平方メートルと整合をとる形ではあるが、今回の敷地の最低限度の指定自体、その 110 平方メートルの敷地を今後そろえていこうという目的で指定しようとしているのではなく、現状の既存の宅地が細分化するのを抑制していきたいということで指定しているとの答弁があり、さらに宅地開発等指導要綱に適用範囲というものがあり、例えば開発事業で開発面積が 500 平方メートル以上のものや、施行区域面積が 700 平方メートル以上の建設事業、中高層で 3 階、または建築物の高さが 10 メートル以上のものを、こういうものが宅地開発等指導要綱に基づいて、開発者に先ほどの面積のような要件もお願いしているが、一つの目安としてであるが、今回行おうとしているのは開発とは少し違う部分のところを、最低限度面積ということでお願いしているとの答弁がありました。

次に、本市の開発では、この開発指導要綱の考え方、東大和市の土地利用をどう考えているかということが大きな問題になる。そうしたときに、そういう土地の利用が工場地域と商業ベースの土地、そういうところの住宅は住環境を守っていく木造住宅で 2 階建てまでが標準で、都市計画道路で幅員のあるところは 3 階建て、5 階建てができるという用途地域にしてあるが、そういうことの説明、PR が足りないと思うがどうかとの質疑に対し、今回、指定しようとしているのは第一種低層住居専用地域ということで、一戸建ての住宅地をつくるという地区を基本にとらえており、今回の市の取り組みについても、市では基本計画や平成 12 年に策定した東大和市都市マスタープラン等で、住宅地の敷地の細分化を防止しようというような都市づくりの方針を出している。また、一斉見直しでも取り組んだし、住んでいる方々からも分割を防止してほしいというような要望も聞いた。具体的には、16 年 6 月の全協で、今回、一斉見直し後の取り組みについて報告した後、7 月に説明会を計 5 回開き、そのときに続いて、これから今度、市報で 12 月 1 日、2 度目の説明会の内容の日程をお知らせするとともに、対象となる地権者の方には宅配等を通して通知してきた。それで、50%、100%の地区では、12 月 12 日、15 日に計 3 回、それから 40%、80%の地区には、12 月 17 日、19 日に計 3 回、計 6 回

の説明会を実施し、参加者は230名ということで周知に努めてきたとの答弁がありました。

次に、住宅を110平方メートルにする、国基準で小規模住宅を推進するということについては、国の融資制度を見ても30坪以下の違反建築には融資をしない、30坪以上の小規模住宅が国の施策である。そういうことと、住宅政策と3人規模の適正環境を守って融資を受けるといえるときには、30坪、小規模住宅を、国が進めている政策と、東大和市が進める3人から4人の環境は、110平方メートルが望ましいというふうに結びつけていく。そう説明したら、なお明快になると思うがどうかとの質疑に対し、東大和市の都心からの距離などを考え、東大和市では宅地の細分化を抑えて、区部や区部周辺とはまた違うゆとりの宅地環境を目指していくことを目的に進めたいという説明もしてきたし、これからもそのように進めていきたいとの答弁がありました。

次に、50%、100%の地域の敷地規模の敷地総数、その4,302のうち、37%、1,581が110平方メートル以下、110平方メートル以上220平方メートル以下1,602、220平方メートル以上、1,119、一番問題なのはこの1,602になるこの110平方メートル以上220平方メートル以下の方々が、これから土地を、この制度が導入されると、分割した場合には110平方メートルの部分についてはオーケーだが、110平方メートル未満については基本的には家を建てられないという状況になる。こういう方々が果たして本当にこのことについてよく理解し、納得されているかということが一番大事な問題だと思うし、もう一方、東大和市にとって、なぜ50%、100%が110平方メートルなのか。なぜ110平方メートルがだめな現状があるのか、市として具体的に宅地が小規模化されている地域があるとするならば、どこにそういう地域があって問題が起きているのか、これはやはり大事なことだと思う。これについて市民に対して十分説明しておかなければ、今後、知らなかったということになり慌ててしまうわけで、この辺をきちっとしておく必要がある。あくまでも土地の私的所有権というのは市民にあり、市民の方々が納得していかなければならず、この点についてはどうお考えかとの質疑に対し、宅地が細分化しているという現状の一例的なものになってしまうが、第一光ヶ丘団地、昭和40年に造成され、その当初、第一種低層地区に関する部分で419の区画で開発された。それが現在では、地図等で調べた内容だが475ということで56区画ふえ、それだけ分割が進んでいるという状況にあり、そこに住んでいる方々にとっては、自分の近くの宅地が二つ、あるいは三つに分割されて建て詰まるということを危惧している声をいただいている。また、110平方メートルを下回って、これからは分割すると建築確認がおりないということについては、説明会でしっかりと説明したと考えているとの答弁がありました。

次に、十分に説明したいと言うが、この1,602の敷地総数に当たる人たちが説明会にお見えになったのか、見えていない方々に対してどういう説明をしていくのかとの質疑に対し、今回の用途地域の見直しについては全協で説明し、それを受け、全世帯を対象としたまちづくりニュースを配布している。その中で市の考え方、また提言、まずそれを最初にやっている。説明会の開催日時も、その中においてPRした。説明をまず7月にやっている。ただ、残念ながら7月の説明会では集まりが非常に悪く、54名ほどしか集まっていただけだった。ただ、その中で特に反対の意見はなかった。それらを踏まえ、市でも今回の見直しにつき、さらに素案としてまとめたいということを含め12月に説明会を開催した。それに当たっては、前回の出席者数を問題視して、対象者全員に各戸ポスティングで通知をした。その結果、これは40%、80%の地区も含めてだが、230名の方にお集まりいただいた。それでもなおかつ出席されない方は多いが、それについては今後、素案のまとまった段階において、市報等のPR、決まった段階においては……。決まった地区については、各ポスティングで、こういうふうに決まりました、事後はこういう制限もかかります、御協力くださいという通知文も出したところである。今回についても、同じような形のこともひとつ考えてみたいと思っているとの答弁がありました。

した。

次に、用途地域に基づいて、最低敷地面積 110 平方メートルを決めた段階で建築確認がおりなくなるのかとの質疑に対し、用途地域で敷地の最低限度が決定告示された日をもって、それ以後、判断するとの答弁がありました。

次に、武蔵野市は、住居系全域、三鷹市は一低層全域が 100 平方メートル、この近くでは東村山市が、50%、100%については 120 平方メートル、清瀬市は一低層だけ 120 平方メートル、東大和市では既に一低層について、50%、100%については 120 平方メートルになっているという認識でいいのかとの質疑に対し、東大和市は 120 平方メートルと考えているのは、上北台団地の地区だけである。上北台団地地区、これまで 40%、80%の地区だったが、そこに今回の一斉見直しで 120 平方メートルの敷地の最低限度をかけ、市内で用途地域で指定されているのは上北台団地の 5.8 ヘクタールだけであるとの答弁がありました。

次に、陳情内容でいえば、市民の意見をよく聞けたかという点の部分で、まず陳情要旨の 4 番で統計データを提示してくださいと言って出してもらったが、理由の方を読むと、データを求めても示されず、準備されていなかったという点、それから、最初の説明会が 54 名しか集まらず、それには皆さんも、行政側も危機感を感じられたということだが、そういう意味で、広報もしくは説明会の中で、説明というところに反省点はなかったのかとの質疑に対し、東京都の用途地区の一斉見直し、これに関連して今回説明させていただいている第一種低層住居地区、あるいは工業地区、さらに新堀地区等につき、見直しをしていきたいということで提案したわけである。その過程において、まちづくりニュース、これは新聞折り込みで全戸に行くような形になっている。そういう PR はしてきた。ただ、参加の関係については、先ほどの経緯も踏まえ、第 2 回目においてはさらに多くの方に周知、また参加いただくという努力はしてきた。今後についても、また素案として正式にまとまった段階において、市報あるいはまちづくりニュースなどで PR をしていきたいとの答弁がありました。

次に、例えば前回の説明会での意見、質疑の概要というところで反対意見がなかったとなっているが、少ない参加者で反対が出なかったということ、今度、大きな場面で、前回は反対がありませんでしたと明確に出してしまったら、その場で反対したかった人もできない。これを見て、自分だけが反対しているのかと思う。また、プロ向けの説明をしてしまったのではと思う。普通の人には非常に難解な話で、そういった点をより意識してやってきたのか、行政側は反省はないのかとの質疑に対し、資料の中で、7 月の質疑の内容、これが特に重要だということで、あえてまとめさせていただいた。このことにより、より多くの意見をさらに、また寄せていただきたいということも含め、あわせて載せさせていただいた。また、そういうことを受け、今回いろいろな意見をいただいた。陳情の要旨にあるような点も今回意見としてある。また、賛成の意見も寄せられている。それらを踏まえ、今後、素案としてどういう形でまとめていくかということ、これから検討させていただきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、陳情の要旨、理由を見ると資産価値云々とある。この説明会の資料だと、固定資産税評価は大きな差はないと、完全に見解が分かるわけだが、110 平方メートルの制限をすると、ちょうど 210 平方メートルの人とか、180 平方メートルの人ぐらいからは、敷地が半分にできないことで、1 軒で売らなくてはいけないと思う点、やはり結構、不利益になるのではないかと。これを見る限り、大体 10% ぐらいの方はそういうところに入ってきてしまうが、あらかじめ指定するときに、こういう敷地面積を踏まえて、その人たちにはよく説明するなどの努力はされたのかとの質疑に対し、110 平方メートルを超えて 220 平方メートルを下回るような敷地の方を、特別に対象にしたような説明はしていないとの答弁がありました。

次に、前回の説明会での 54 名に比べるとたくさんの方が参加されていると思うが、その方たちの意見、質疑の内容の重立ったものを教えていただきたいとの質疑に対し、今回、200 名を超す方に説明会に参加していただき御意見をいただいた。概要だが、賛成も反対もあり、賛成という人は、住宅地の環境を守るために制限を入れるのはよい、110 平方メートルという数値も妥当ではないか。それから決定時で既に限度未満の土地の利用には支障がないのでよいと思うというような賛成があった。それから、反対の方として、この陳情ともつながるが、200 平方メートルの敷地があるが、110 平方メートルと 90 平方メートルにした場合、90 平方メートルの方が売れなくなるので困る。このような制限を導入して、市は高級住宅地を目指そうとしているのはどうかと思う。細分化した方が使い勝手がよく若い人を呼べる。限度未満の土地では建てかえに支障がないといっても、土地の価値観は下がると思うというような御意見があったとの答弁がありました。

次に、この最低面積が制限されると、建築基準法の改正がたしか 15 年に行われたと思うが、そこには最低敷地面積の制限がかけられた場合には、建物は建てられないという建築基準法の法改正が行われたと思うがどうかとの質疑に対し、前々から第一種低層住居専用地域等では、敷地の最低限度がかけられましたが、15 年の改正でそれが別の地域でも敷地の最低限度をかけられるようになったという改正だと思う。ただ、敷地の最低限度の決定後、そこに建物は建てられない、建築確認の条件になるということは変わらないとの答弁がありました。

次に、都内の方では既に、逆に最低敷地面積が割と強めにかかっている。それに比して市部の方では余りかかっていない中、なぜ東大和市が突出してかけるのか。23 区部隣接の武蔵野市よりもさらに厳しい規制であり、三鷹市よりもかなり厳しい規制とあるが、この認識は非常に間違っている、逆ではないか。むしろ都内の方が住宅開発が進んでしまったから、先をいって厳しくしているが、むしろ都下の方が大きな敷地の宅地を維持しておくというのは、逆に市の魅力などを踏まえると必要だと思うが、市の都市計画のあり方の考え方にかかわってくると思う。東大和市の宅地、住宅をどういうふうにしていくのかという考え方を伺う。次に、都内が先行して厳しくなったというのは、どういった事情があったのか、規制の背景を伺うとの質疑に対し、まず東京都内の方が先行して厳しくなったということだが、今年度実施された用途地域の一斉見直しでは、区では 5 区、市部では 9 市、敷地の最低限度、面積の多寡はあるが、市部において敷地の最低限度が少ないということもないと思う。敷地の最低限度の面積について、都心部と多摩部では求める生活環境、また一戸建てに求める面積、住宅環境が違うと考えるので、それぞれ区市によって指定の面積は違ったものになっていると思うとの答弁があり、さらに市の求める区部と違った形の中での規制ということだが、実は都市計画法の中において、適切な土地利用の実現のために必要な規制についての考え方がある。この中で、市街地における土地利用、特に郊外の低層住宅地において、現状の市街地の密度に大きな変化をもたらすことなく、良好な市街地環境の確保ができるような適切な規制を行うことが望ましいとなっている。その中で、基本計画や都市マスタープランにおいて、宅地化の細分化を抑え、市の掲げる基本構想の中で、人と自然が調和した生活文化都市ということを行っているが、これらの趣旨を十分踏まえた上で市街地の形成を図りたい。それにおいて、区部または区部の周辺と違う宅地環境を整えていく必要が、現状の東大和市の状況からしても必要であるということで、今回、110 平方メートルという形で設定させていただいたとの答弁がありました。

次に、郊外においては現状の広さを確保していく方が望ましいというところで、市としては例えば 23 区内と東大和市を比べたときに、平均の宅地の大きさに違いがあるという認識、データとしてお持ちかとの質疑に対し、今回、今のようなデータは持ち合わせていないとの答弁がありました。

次に、建築基準法の 53 条の 2 第 1 項第 3 号について説明をいただきたい。また、例えば三鷹市、町田市等でも、敷地最低面積を設けた中で特例許可審査基準を設けているが、こういう基準を設ける考え方はあるのかとの質疑に対し、当市においては特例許可基準を設けることについて、今後、検討を進めてまいりたいとの答弁があり、さらに 53 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による基準、概略だが、都市計画で定める建築物の敷地面積の最低限度に適合している敷地を適合敷地と言うが、これを分割して建築物の敷地面積の最低限度に適合しない敷地、これを不適合敷地と言うが、許可を受ける場合は 5 つある各号の要件を満たさなければならない。一つは、不適合敷地は、その周辺の 6 分の 1 以上が公園、広場等の、これは幅員 6 メートル以上の道路をいうが、その他の空地に面するものとするということで、この五つの基準、一つ大きなものを言うと。そのことが満たされ、特定行政庁の許可を得れば認められるという基準であるとの答弁がありました。

次に、110 平方メートル、最低敷地面積は、当然これを設けていかなければならないまちづくりの環境づくりではあるが、現在、110 平方メートル以下、分割したときに 200 メートル以上がいいかどうかというのはわからないが、この 200 平方メートル以上のことを、もっと近似値で言えば 219 平方メートルの土地を持っている人が、二つに分割したときに建てられなくなってしまうということは、非常に土地所有者にとって私的所有権を制限することになりかねず、その辺の緩和措置をぜひ市としては考えていただきたいとの要望がありました。

以上のような質疑を経て、討論なく、起立採決の結果、起立なく、16 第 20 号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情は、不採択と決しました。

次に、6 月 17 日、17 第 4 号陳情 環境基本計画策定に市民の意見を聞く懇談会の設置を求める陳情の審査について報告いたします。

本件を議題に供した後、朗読を行い、質疑に入りました。

主な質疑について御報告いたします。

環境基本計画のスケジュール、環境保全審議会の構成、人数、役割はとの質疑に対し、平成 16 年 12 月 27 日に環境基本条例が制定され、その条例第 7 条で環境基本計画の策定が義務づけられ、平成 17 年度、18 年度の 2 カ年で策定することになっている。庁内で計画の策定本部設置要綱を定め、助役を本部長とした部長レベルの策定本部会を立ち上げた。今後、市長から環境保全審議会へ諮問し、市民意識調査等を行い、その後に審議会から中間答申を受け、素案の作成を予定している。素案を市報やホームページ等で公表し、市民、事業者、議員、皆さんに示した後、審議会の答申を受けて、計画案を策定し、決定したい。環境保全審議会のメンバーは、学識経験者 7 名以内、市議会議員 2 名以内、関係行政機関の職員 3 名以内となっている。その役割は、市長の諮問に応じ、市の良好な自然環境、生活環境の保全に関し調査、審議し、市長に答申することをこの会の所掌事務としているとの答弁があった。

次に、条例では市民の意見を聞くことが明記されているが、この部分をどう考え、進めていくのかという質疑があり、環境保全審議会に諮問し、答申をいただくことを考えている。市民に直接かかわる部分では、アンケート調査、ホームページ、市報等で意見を伺うこととしている。

次に、この陳情は、市民参加で計画をつくるということではないかと思う。市は、これまで市民参加を強調しているが、計画段階よりの参加は大事なことと思う。市民参加をどう実現するのかとの質疑に対し、市民参加の必要性は認識している。どういう形で進めていくか、方法論は検討させていただきたいとの答弁があった。

次に、多くの人の意見を聞くという方法論は、これから考えていくということによいかとの質疑に対し、市

民意調査や、また地域別説明会等、いろいろな形のものを検討していきたい。

次に、市民参加はただ意見を聞くのとは違うと思う。懇談会の設置は、計画の策定段階から、その委員も公募でとしているが、市は市の案を環境保全審議会ですべてを議論する。この流れの違いはあるように思うが、市の案ができた場合、その整合性をどう図るか検討事項の一つに入っている。環境保全審議会は市民の代表であるので、これが主となる。並列して懇談会をつくるとなると、環境保全審議会は何かということになる。方法は検討するが、環境保全審議会の意見を聞くことが大事であると思うとの答弁があった。

市が案をつくる場合、環境団体等の意見を事前に聞くという理解でいいのかとの質疑に対し、今回の環境保全審議会の意見を聞くということになるが、広く意見を聞くことは必要と考えていると答弁があった。市民からの指針なども、十分聞いてもらうよう方法論を検討したいという意見があった。

質疑を終了、討論なく、起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

以上で建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 36 号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

16 第 20 号陳情 用途地域等の見直し（50%/100%地域）説明会に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は原案について起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

17 第 4 号陳情 環境基本計画策定に市民の意見を聞く懇談会の設置を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は原案について起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで 10 分間休憩いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

---

午前 10 時 32 分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 7 第 34 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 7 第 34 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 34 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど議決していただきました第 33 号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の制定に伴いまして、生涯学習推進計画審議会委員が設置され、報酬が必要となりますことから、本条例を改正するものであります。

内容について御説明申し上げます。

別表中、区分欄の下水道使用料審議会委員の項の次に、生涯学習推進計画審議会委員を新たに加え、同じく報酬額には、月額 9,000 円の項を加えるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成 17 年 7 月 1 日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔助 役 佐久間栄昭君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第 34 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第 8 議第 7 号議案 地方議会制度の充実強化に関する意見書

○議長（松浦 誠君） 日程第 8 議第 7 号議案 地方議会制度の充実強化に関する意見書、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第 7 号議案 地方議会制度の充実強化に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第 9 議第 8 号議案 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

○議長（松浦 誠君） 日程第 9 議第 8 号議案 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5 番 森田憲二君 登壇〕

○5 番（森田憲二君） ただいま議題になりました議第 8 号議案 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書につきまして、提出者を代表し、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元に資料で御配付してありますけど、地方六団体は、「基本方針 2004」に基づく政府からの要請により、昨年 8 月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革

案を小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

しかしながら、昨年 11 月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その税源額を平成 16 年度分からおおむね 3 兆円とし、その約 8 割を明示したものの、残りの約 2 割については、平成 17 年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成 5 年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体改革」の実現を図るため、残された課題について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものでございます。

皆さんの総意をよろしくお願い申し上げます。

提案理由とさせていただきます。

〔5 番 森田憲二君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔12 番 藤原宏子君 登壇〕

○12 番（藤原宏子君） 12 番、藤原宏子です。地方六団体改革案の早期実現に関する意見書に反対する立場から討論をいたします。

国が進める三位一体の改革について、その内容は福祉、教育に対する国の責任を後退させ、地方財政の削減を進めるものであり、自治体が本来果たすべき住民福祉増進の仕事を困難にするものです。真の地方分権の改革を国に強く求めていくことは必要であります。また、この意見書の項目の中には、負担金等の個別事項の最終的な取り扱いについては、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き上げについては絶対認められない。こういう項目がありますが、この意見書の基本となっている地方六団体の国庫補助負担等に関する改革案そのものには、住民の利益に照らして同意できないものが含まれています。

この改革案では、国が教職員給与の半額を負担している義務教育費国庫負担金を、平成 18 年度までに中学校分を削減し、平成 21 年度までに小学校分を全廃するとしています。義務教育費国庫負担金は、教育の機会均等を保障し、全国的な教育水準を保障するために、国が財源保障に責任を負う制度であり、これを廃止すれば自治体の多くが財政難に直面しているもとでは、教育予算が削られ、教育水準の低下や自治体間格差が危惧されます。地方六団体改革案の義務教育費国庫負担金の廃止には、東京都知事を初め 12 都県の知事も反対す

るなど、これらの問題は国民的合意が得られているとは言いがたいものであります。

地方六団体改革案の早期実現については、以上、述べたことなどから、この意見書には賛成することはできないということであります。

[12番 藤原宏子君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第8号議案 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（松浦 誠君） 日程第10 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

建設環境委員会及び資格審査特別委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りいたします。

本件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第11 閉会中の特定事件調査について

○議長（松浦 誠君） 日程第11 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

議会運営委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

本件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第12 議員派遣について

○議長（松浦 誠君） 日程第12 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中の議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成17年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 浦 誠

署 名 議 員 大 后 治 雄

署 名 議 員 関 田 貢

署 名 議 員 関 田 正 民